

学校における業務改善方針



平成30年3月

鹿児島県教育委員会

目次

| | |
|-----------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 学校を取り巻く現状 | 2 |
| II 国の動向等 | 3 |
| III 本県における取組状況等 | 4 |
| IV 業務改善の方向性 | 6 |
| V 今後の取組 | 8 |
| VI スケジュール | 9 |
| VII 推進体制図 | 9 |
| おわりに | 10 |

はじめに

「子供たちの笑顔が、郷土の未来をつくる。」

教育は人づくりであり、未来づくりであると考えます。子供たちの笑顔，それこそが郷土の未来であり，我が国の未来です。

私たち教育に携わる者は，子供たちが自分のよさや可能性を認識するとともに，あらゆる他者を価値のある存在として尊重し，多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え，豊かな人生を切り拓き，持続可能な社会の創り手となることができるようにする責務を負っています。

これまで学校教育において，教員は高い専門性を持ち，幅広い業務を担い，子供の状況を総合的に把握して指導し，高い成果を上げてきました。こうした成果は，教員が子供への情熱や教育に対する使命感を持った献身的な取組を積み重ねてきた上に成り立ってきたものといえます。

一方，情報化やグローバル化といった社会の変化により，学校現場を取り巻く環境は複雑化・多様化し，学校に求められる役割が拡大している中，国際教員指導環境調査（平成25年度，OECD）や教員勤務実態調査（平成28年度，文部科学省）の結果から，教員の長時間勤務の実態が示されました。

このような状況を改善すべく，中央教育審議会は，文部科学省の諮問を受け「学校における働き方改革特別部会」（以下「特別部会」という。）を設置し，「学校における働き方改革に係る緊急提言」（以下「緊急提言」という。）を行うとともに，「新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下「中間まとめ」という。）を取りまとめました。さらに，文部科学省は，「中間まとめ」において示された具体的な方策を踏まえ，「学校における働き方改革に関する緊急対策」（以下「緊急対策」という。）を示したところです。

これらの動向を踏まえ，本県においても，学校における業務改善を進めるに当たっての基本的な方向性として「学校における業務改善方針」を策定し，教育の質の向上を図りつつ，教職員が適正な勤務時間において，意欲と能力を最大限に発揮し，充実した教育活動を展開できるよう，市町村教育委員会と連携しながら，保護者，地域住民等学校に関わる全ての人々との共通認識のもと，学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進してまいります。

平成30年3月 鹿児島県教育委員会

I 学校を取り巻く現状

学校は、学習指導のみならず、生徒指導上の課題や障害により特別な支援を要する児童生徒の増加、子供の貧困への対応等、児童生徒の状況を総合的に把握して指導を行っており、学校が対応しなければならない課題が複雑化・多様化しています。

この要因としては、社会のグローバル化や都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化、地域社会等のつながりの希薄化や地域住民の支え合いによるセーフティネット機能の低下、各種の情報機器の発達による人間関係の在り様の変化が変化してきていることなどが考えられます。

このように学校が抱える課題が複雑化・多様化するにしたがって、おのずと学校の役割は拡大せざるを得ない状況となっており、一方で教員の長時間勤務という形で表れているところです。

「特別部会」でまとめられた「中間まとめ」においては、学校の業務の状況は学校種や学校規模、学校を取り巻く地域の特性等によっても異なりますが、おおむね以下のような課題を抱えていると示されています。

- 小学校は、学級担任制であり、学級担任を務める一人の教師が担当する授業時数が多い。給食の時間も指導を行い、児童の休み時間も児童と一緒に活動し、児童への安全への配慮等を行っていることが多いことから、休憩時間が確保できず、連続勤務になっている。児童在校中は校務や授業準備を行う時間の確保が難しい状況にある。
- 中学校や高等学校は、教科担任制であり、教科により担当する授業時数は異なるが、生徒指導や進路指導に関わる業務の負担が大きくなる。それら指導等の時間に加え、補習指導や部活動に関わる時間が長いことから、授業準備等の時間の確保が難しい状況にある。
- このほか、教師は、授業以外の事務業務も一定程度担っており、また、保護者・PTAや地域との連携、通学路の安全確保や夜間の見回り指導など、様々な業務も担っている。特に規模の小さな学校では、一人の教師が多くの分掌業務を兼ねて担わざるを得ない状況が見られる。
- 学校における様々な課題への対応については、心理や福祉など教育以外の高い専門性が求められるような事案も増えてきており、教師だけで対応することが、質的な面でも量的な面でも難しくなっている状況である。

Ⅱ 国の動向等

文部科学省においては、平成28年度に教員勤務実態調査を行い、教員の勤務実態の実証分析を実施したところ、前回調査（平成18年度）と比較して、小中学校とも教員の勤務時間が増加しているとの結果が示されました。

- いずれの職種においても、10年前と比較して勤務時間が増加しており、教諭の1週間当たりの平均勤務時間が、小学校で4時間9分、中学校で5時間12分の増。
- 教諭の1週間当たりの平均勤務時間は、1週間当たりの平均で小学校で57時間25分、中学校で63時間18分。これを、1か月の時間外勤務に換算すると、小学校で約70時間、中学校で約93時間に相当。
- 中学校の土日の「部活動」に従事する時間については、10年前よりもほぼ倍増（1時間6分から2時間10分）

また、「特別部会」は、教職員の長時間勤務の看過できない実態の改善に向けて「今できることは直ちに行う」という認識を全ての教育関係者が共有し、それぞれの立場から取組を実行するために、「緊急提言」を取りまとめ公表しました。

本提言には、新学習指導要領等を着実に実施し、学校教育の改善・充実に努めていくため、①校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること、②全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと、③国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させることの3点が示されています。

さらに、「中間まとめ」において示された具体的な方策を踏まえ、文部科学省は実施する内容を「緊急対策」として、以下のように取りまとめました。

- ① 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策
- ② 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し
- ③ 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置
- ④ 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備
- ⑤ 進捗状況の把握等

また、スポーツ庁においては、運動部活動等に関する実態調査（平成29年度）等の結果を踏まえ、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したところです。

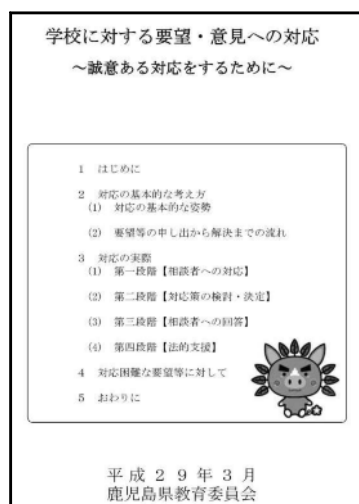
Ⅲ 本県における取組状況等

本県においても、各種施策等を活用しながら、学力・体力の向上や生徒指導の充実等に努めてきているところです。

学校における業務改善の推進に当たっては、平成28年3月、「学校の業務改善推進委員会」を設置し、業務改善方針や教職員の負担軽減等について検討してきたところであり、具体的な取組としては、平成29年3月、「学校に対する要望・意見への対応」マニュアルについて、初期対応や組織的な対応の迅速化、円滑化に力点を置いた改訂を行いました。

また、行事の精選や調査物等の見直しのほか、月1回「定時退校日」を設け、その日を「部活動休養日」として活用する取組や、「運動部活動指導の手引き」の改訂を行い、これまでの各学校における週1日以上部活動の休養日に加え、土日の休養日も設定する取組を行ってきたところです。

さらに、教職員の意識啓発のため、ポスター原画や標語を全教職員を対象に募集し、優秀作品をポスターとして各学校へ配布・掲示したところであり、今後、様々な場面においてこのポスターを活用することで、教職員一人一人の更なる意識啓発を図ることとしています。



学校に対する要望・意見への対応



運動部活動指導の手引き



業務改善意識啓発ポスター

なお、各学校においても、次のような業務改善に取り組んでいます。

学校における業務改善実施状況調査結果（H29実施）

1 各学校の主な取組状況（小511 中219 義2 高64 特16 計812）

| 取組の項目 | 実施校数(全学校に対する割合) |
|----------------|-----------------|
| 学校行事の見直し・精選・廃止 | 705 (86.9) |
| 校内LANの活用 | 594 (73.2) |
| 校務分掌の見直し | 683 (84.2) |
| 様式、書式等の簡素化・統一化 | 596 (73.4) |
| 関連ある会議の統合 | 630 (77.6) |
| 時間割調整した委員会等の実施 | 589 (72.6) |
| 職員朝会や会議の回数減 | 454 (56.0) |

2 各学校における業務改善の具体例

(1) 会議

- ・ 会議資料の事前配布、資料の簡素化などによる準備の軽減や時間の短縮を図った。
- ・ 関連のある会議の統合、時間割の調整による放課後以外の時間設定など、会議の精選や会議設定時間の工夫を図った。

(2) 校時表、学校行事

- ・ 定時退校日や部活動休養日を設定するなど、全校体制による勤務時間に対する意識の高揚を図った。
- ・ 学校行事に係る過年度のデータ等の保存の在り方のルールを徹底するなど、共有体制の構築を図った。

(3) 電子化

- ・ 校内における各種様式を共通フォーマットとして活用することで、学級名簿や成績処理などの作成及び活用の効率化を図った。
- ・ 校内LANを活用したデータの一元化を行うことで、作成の効率化及び情報の共有化を図った。

(4) 組織

- ・ 校務分掌の見直しを行い、複数体制の整備による事務の分担化をするなど、業務の適正化を図った。
- ・ 事務職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど教員以外の職員等との連携を図り、チームにおける協力体制を構築した。

(5) その他

- ・ 時間外勤務時の管理職への届出や長時間勤務の続く職員への面談等の実施を行うなど、勤務時間管理の適正化を図った。
- ・ 安全衛生委員会等において業務改善に係る協議をするなど、職員一人一人が当事者として取り組む意識を高めた。

IV 業務改善の方向性

学校における課題が複雑化・多様化する中において、新学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。

学校における業務改善は、教員が児童生徒に接する時間を十分に確保し、授業や授業準備等に集中して取り組み、健康でいきいきとやりがいをもって勤務できるように推進していかなければなりません。

そのためには、学校行事の精選や内容の見直しなどを行うとともに、限られた時間で授業をはじめとした学習指導や生徒指導等を、これまで以上に効率的に行う必要があります。また、教員の業務負担の軽減には、具体的な削減目標の設定等により、業務の総量の削減を図ることが大切です。

その際には、教職員だけでなく保護者・地域住民等を含む全ての教育関係者の共通認識のもと、業務改善への意識を高めるとともに、これまでの教育の質の維持・向上に留意し、児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行うことができるよう、努めていくことが必要です。

以上のことから、全ての教育関係者がそれぞれ課題意識をもって取り組むよう、「中間まとめ」において示された、

- ① 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- ② 学校の組織運営体制の在り方の見直し
- ③ 勤務時間の在り方に関する意識改革

などの基本的な考え方も踏まえ、市町村教育委員会とも連携しながら、次の3つの方向性で本県における学校における業務改善を推進していくこととします。

1 学校・教員が担う業務の適正化を図ります。(業務の簡素化)

教員一人一人の授業準備や自己研鑽等の時間を確保するとともに、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するため、各学校の実情に応じて、学校・教員が担う業務の適正化を図ります。

(1) 教員が担うべき業務の適正化

生徒指導や部活動、学校に対する要望・意見等への対応などにおける課題を特定するとともに、各種調査、報告物、会議等を精選するなど、教員が担うべき業務の適正化を図ります。

(2) 学校組織や教育活動等の在り方の見直し

校務分掌や学校行事の柔軟な組み直しができるよう、学校や地域の実情を踏まえた学校組織や教育活動等の見直しを図ります。

(3) 教員の事務負担軽減を図る取組の実施

教員と事務職員等との役割分担など組織体制の見直しや、ICT機器等を活用した事務処理、校務データの共有化など、教員の事務負担軽減を図ります。

2 学校運営を効果的に行い、学校における教育活動の質の向上を図ります。(業務の効率化)

管理職の組織管理や時間管理、健康安全管理等のマネジメント能力や教職員一人一人が本来担うべき業務に係る資質能力を高め、効果的な学校運営体制を強化することにより、学校における教育活動の質の向上を図ります。

(1) 学校が一体となって教育活動に取り組むための学校組織マネジメント研修等の実施

管理職がリーダーシップを発揮し、学校が一体となって教育活動に取り組むため、学校組織マネジメント力を高める研修等を実施し、効果的な学校運営体制の強化を推進します。

(2) 教職員を対象とした業務改善に係る研修等の実施

教職員一人一人が業務改善を推進するアイデアを出し合う研修や、効果的な業務の進行管理能力を高める研修を実施するとともに、資質能力向上に向けた取組を推進します。

(3) 外部人材等を生かしたチーム体制による業務の推進

学校と保護者、地域が協働した学校づくりを推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校支援のための多様なスタッフ等との連携・分担の在り方について検討を進め、そのノウハウを広く波及させます。

3 勤務時間管理の徹底を図るとともに、教職員一人一人の働き方に関する意識改革を図ります。(業務改善の意識化)

学校運営の持続可能性を高める観点から、教職員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことがないよう、勤務時間管理の徹底を図るとともに、教職員一人一人の働き方に関する意識改革を図ります。

(1) 管理職の責務としての勤務時間管理の徹底と教職員一人一人の意識改革の推進

管理職による個々の教職員の勤務時間管理を徹底するとともに、教職員一人一人が業務改善の意識をもって業務に取り組むよう推進します。

(2) 学校における業務改善に係るPDCAサイクルの確立

学校の重点目標や経営方針に教職員の働き方に関する視点を盛り込むとともに、業務改善を学校評価に位置付け、達成目標や取組目標を設定し、学校における業務改善に係るPDCAサイクルの確立を推進します。

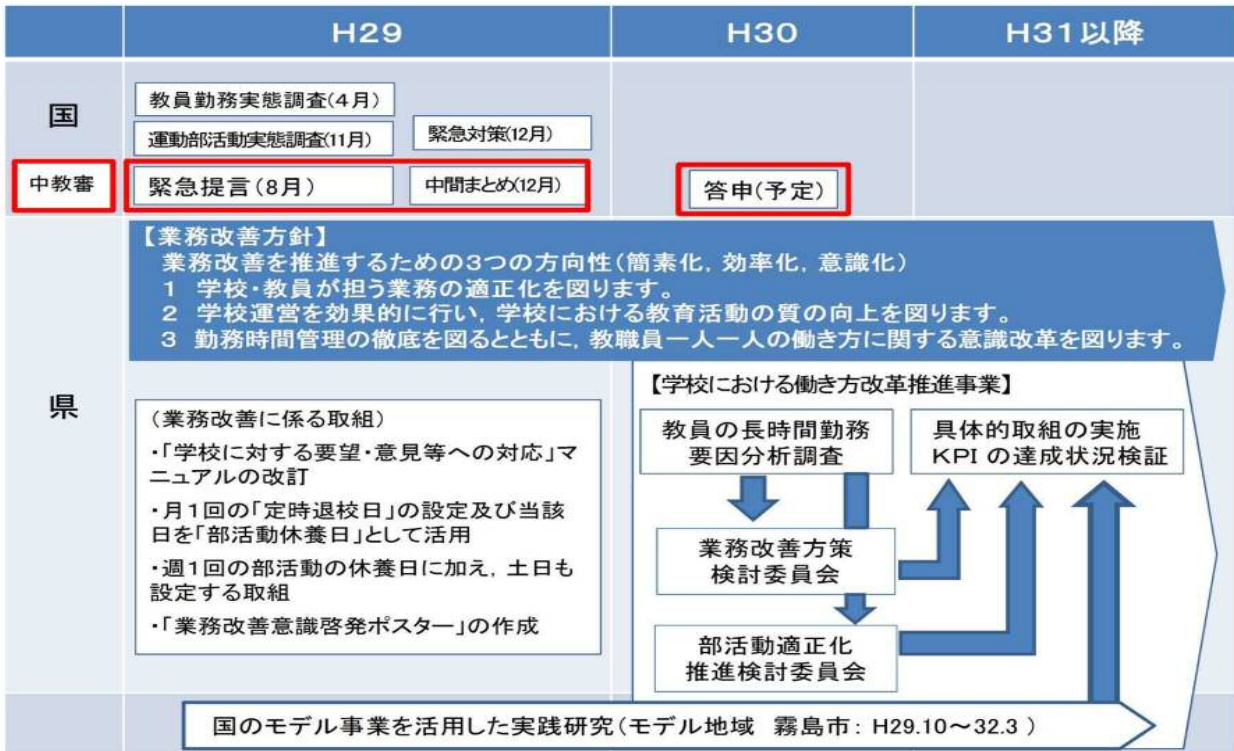
(3) 学校における業務改善に係る共通認識を図るためのキャンペーンの展開

学校における業務改善に係る優良事例の募集や各学校の取組等をホームページや文書等において広報することにより、教職員、保護者、地域住民等を含めた全ての教育関係者の学校における業務改善に対する認識の共有化を図ります。

V 今後の取組

本方針を踏まえ、平成30年度から教職員の業務負担の軽減に係る対策として、先行的に実行可能な取組を速やかに実施するとともに、教員の長時間勤務要因分析調査を行い、外部委員も交え、本県の実情に即した中長期的な具体的取組や数値目標等を設定・実施し、検証していきます。

VI スケジュール



VII 推進体制図



おわりに

本方針は、全ての教育関係者の理解と協力のもと、学校における業務改善の推進に向けて、教職員がその効果を確実に実感できることを目指して策定しました。

現在、中央教育審議会において議論されている学校の組織運営の在り方や教職員の勤務時間等に関する制度の在り方など、学校における働き方改革に係る国の動向等を踏まえて、今後、県教育委員会として市町村教育委員会とも連携しながら、教育委員会の事務の点検・評価の活用などにより各種取組の進捗状況等をフォローアップし、更なる業務改善につながるよう取り組んでまいります。

学校における業務改善を通して、本県の学校教育が更に充実するとともに、学校で働く教職員一人一人が、意欲と能力を最大限に発揮し、働きがいをもって教育活動を展開できる勤務環境の実現を目指します。

全ては鹿児島県の子供たちのために。